

住宅取得補助Q&A

交付申請についてのQ&A

【転入日前2年の間に新発田市に住所を有していないことについて】

- Q. 実際には新発田市外に2年以上住んでいるが、住民票を移していなかった場合は対象になるか。
- A. 住民票により2年以上新発田市に住所を有していないことの確認が出来ない場合は、対象外となります。住民票の記載を修正できるかは、お住まいの自治体の担当部署に御確認ください。

【10年以上の定住について】

- Q. 現在の職場は新発田市から通勤可能な距離にあるが、将来的には通勤できない範囲に転勤する可能性がある。この場合対象になるか。
- A. 当事業は定住を目的としたものであるため、申請時から10年以内に転勤する可能性がある場合は対象外となります。ただ、市外に店舗などがある場合でも、10年間は通勤可能範囲外への転勤見込みがない場合は対象となります。内容については、雇用証明書による確認及び勤務先への聞き取りにより確認させていただきます。

【申請のタイミングについて】

- Q. 交付申請前に、工事の施工（新築注文住宅の場合）、購入契約（新築建売住宅・中古住宅）を行ってしまった場合対象になるか？
- A. 工事の施工や購入契約が可能になるのは交付申請を行って、市から交付決定を受けたあとになるため、その前に工事の施工や購入契約をしてしまった場合は対象外となります。

【納税証明書について】

- Q. 納税証明書について、国民健康保険に加入していない場合や、軽自動車・固定資産を所有していない場合は、納税証明書が発行できないと居住している自治体から言われたが、どうすればいいか。
- A. 国民健康保険税ではなく、社会保険に加入している場合は社会保険証の写しを添付してください。軽自動車税と固定資産税について納税証明書が発行できない場合は、申請の際にその旨御連絡ください。申請後、居住している自治体に確認させていただきます。

実績報告についてのQ&A

- Q. 工事の遅れによって、年度内に住宅の引き渡しが無事完了しなかった場合、補助金の交付は受けられるか。
- A. 交付対象外となるため、補助金の交付は受けられません。
- Q. 実績報告時に必要な書類として、領収書の写しとあるが、銀行の振り込み通知書でも代用できるか。
- A. 代用可能です。また、手付金等含め契約金額全額の支払いが証明できるものがが必要です。契約金額と領収書の支払金額が異なる場合は、必ず支払の明細が分かる書類を添付してください。